

管理技術者運用指針
(機械設備点検・整備業務編)
(機械器具編)
(鋼構造物編)

平成31年3月1日

公益財団法人福島県下水道公社

目 次

第1条	管理技術者の職務	1
第2条	管理技術者の現場常駐義務	1
第3条	管理技術者の兼務	1
第4条	管理技術者の雇用関係	1
第5条	管理技術者の資格要件	2
第6条	管理技術者の途中交代	5

(管理技術者の職務)

第1条 管理技術者の職務は、機械・電気通信設備点検整備業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び機械設備点検・整備業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）により以下のとおりである。

(1) 受注者の代理人としての職務

管理技術者は、契約書及び共通仕様書により「受注者に代わり、業務履行上の管理及び統括を行い、監督員と協議等を行う者」とされている。

よって、管理技術者は、受注者の代理人として業務の的確な履行を確保し、現場の取り締まりのほか、業務の履行及び契約関係事務に関する一切の事務を処理し、監督員と協議等を行わなければならない。

(2) 技術者としての職務

管理技術者は、契約書から「業務における技術上の管理を司る者」とされている。

よって、管理技術者は、技術者として履行計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び業務履行に従事する者の指導監督を行わなければならない。

(管理技術者の現場常駐義務)

第2条 当該契約において管理技術者の現場常駐義務は課していないが、前条第1号及び第2号の職務を履行するうえで支障とならないように現場に滞在しなくてはならない。

2 円滑な業務履行を確保するため管理技術者の主たる勤務地は、下記の条件により、通常の勤務時において4時間以内に現場に到着できる場所とすること。

条件 i 平日午前10時に連絡を受け、その時点から現場までの移動に要する時間とする。

条件 ii 鉄道、バス等は時刻表等の公表時間で計算する。

条件 iii 自家用車、タクシーは、一般道路 30km/h 高速道路 80km/h 都市高速道路 50km/h とする。

条件 iv 配置予定管理技術者の主たる勤務地から現場までのルートを明確にすること。

(管理技術者の兼務)

第3条 当該契約において管理技術者の専任義務は課していないため、他の業務の管理技術者となることは可能であるが、業務履行上の支障とならないようにすること。

なお、他の契約及び建設業法等で専任義務又は現場常駐義務がある者は、当該契約においても兼務することができないので注意すること。（公共工事の現場代理人や建設工事の監理技術者等）

(管理技術者の雇用関係)

第4条 管理技術者は、共通仕様書により、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任しなくてはならない。

(1) 直接的な雇用関係

直接的な雇用関係とは、管理技術者と受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

なお、受注者への在籍出向者、派遣社員等は直接的な雇用関係にある者としては認めないものとする。これについては、共通仕様書で再委託することができない主たる業務を受注者が責任を持って履行することを目的としているためである。

(2) 恒常的な雇用関係

恒常的な雇用関係とは、当該契約における入札執行日（随意契約では見積書の提出日）以前に3月間以上の雇用関係にあることをいう。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属会社の変更があった場合には、変更前の所属会社の3月間以上の雇用関係にある者については、変更後の所属会社との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなす。

なお、恒常的な雇用関係にある者から選任する目的は、「管理技術者と受注者が双方の技術力を熟知し、受注者が責任を持って管理技術者を現場に配置できるとともに、受注者が組織として有する技術力を、管理技術者が十分かつ円滑に活用して業務の管理を行えることができる。」としており、3月間以上の雇用関係があったとしてもこれに該当しない者を選任した場合には、恒常的な雇用関係にはないものとする。

(管理技術者の資格要件)

第5条 管理技術者の資格要件は以下のとおりとする。

- (1) 指定（機械器具：機械工学又は建築学、電気工学、鋼構造物：機械工学又は土木工学、建築学）学科を卒業後、以下に示す期間以上の業務経験（機械設備の製作及び据付を含む）を有するもの。

※機械器具とは、プラント設備、運搬機器^{注1}、内燃力発電設備、集塵機器、給排水機器^{注2}、揚排水機器、遊戯施設、舞台装置及び立体駐車場設備とする。

注1：運搬機器には昇降機も含まれる。

注2：建築物の給排水機器は含まれない。トンネル、地下道等の土木構造物に設置される給排水機器に限る。

※鋼構造物とは、形鋼、鋼板等の鋼材を加工又は組立てにより築造された工作物であり、閘門・水門設備等とする。

機械器具

学歴	必要な実務経験年数	
	機械工学	建築学、電気工学
大学	3年以上	5年以上
高等専門学校	3年以上	5年以上
高等学校	5年以上	8年以上

鋼構造物

学歴	必要な実務経験年数	
	機械工学	土木工学、建築学
大学	3年以上	5年以上
高等専門学校	3年以上	5年以上
高等学校	5年以上	8年以上

(2) 指定以外の学科を卒業後、10年以上の業務経験を有するもの。

(3) 次のいずれかの資格を有するもの。

機械器具

- ・ 技術士（総合技術監理部門（機械）又は機械部門）
- ・ 1級又は2級ポンプ施設管理技術者
- ・ 1級又は2級機械保全技能士（設備診断作業）

鋼構造物

- ・ 1級又は2級土木施工管理技士（種別：土木）
- ・ 1級又は2級建築施工管理技士（種別：躯体）
- ・ 1級建築士
- ・ 技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）又は建設部門（鋼構造及びコンクリート）
- ・ 技能検定：1級鉄工（選択科目（製缶作業）又は（構造物鉄工作業））
- ・ 技能検定：2級鉄工（合格した後、鋼構造物に関する業務経験を3年以上有する者）

機械工学に関する具体的な指定学科

エネルギー機械科	応用機械科	機械科	機械技術科	機械工学第二科
機械航空科	機械工作科	機械システム科	機械情報科	機械情報システム科
機械精密システム科	機械設計科	機械電気科	建設機械科	航空宇宙科
航空宇宙システム科	航空科	交通機械科	産業機械科	自動車科
自動車工業科	生産機械科	精密科	精密機械科	船舶科
船舶海洋科	船舶海洋システム科	造船科	電子機械科	電子制御機械科
動力機械科	農業機械科	学科名に関係なく機械（工学）コース		

建築学に関する具体的な指定学科

環境計画科	建築科	建築システム科	建築設備科	建築第二科
住居科	住居デザイン科	造形科		

電気工学に関する具体的な指定学科

応用電子科	システム科	情報科	情報電子科	制御科
通信科	電気科	電気技術科	電気工学第二科	電気情報科
電気設備科	電気通信科	電気電子科	電気・電子科	電気電子システム科
電気電子情報科	電子応用科	電子科	電子技術科	電子工業科
電子システム科	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科	電子電気科
電波通信科	電力科			

土木工学に関する具体的な指定学科

開発科	海洋科	海洋開発科	海洋土木科	環境造園科
環境科	環境開発科	環境建設科	環境整備科	環境設計科
環境土木科	環境緑化科	環境緑地科	建設科	建設環境科
建設技術科	建設基礎科	建設工業科	建設システム科	建築土木科
鉱山土木科	構造科	砂防科	資源開発科	社会開発科
社会建設科	森林工学科 ^{注2}	森林土木科	水工土木科	生活環境科学科
生産環境科	造園科	造園デザイン科	造園土木科	造園緑地科
造園林科	地域開発科学科	治山学科	地質科	土木科
土木海洋科	土木環境科	土木建設科	土木建築科	土木地質科
農業開発科	農業技術科	農業土木科	農林工学科 ^{注2}	農業工学科 ^{注2,3}
農林土木科	緑地園芸科	緑地科	緑地土木科	林業工学科 ^{注2}
林業土木科	林業緑地科	生産環境工学 ^{注4}	農業土木学 ^{注5}	農業工学 ^{注6}

注意 1：一文字でも異なる場合は指定学科とはみなさない。なお、学科名の末尾にある「科」、

「学科」、「工学科」は他のいずれにも置き換えることができる。

注意 2：「森林工学科」、「農林工学科」、「農業工学科」、「林業工学科」については、「工学科」を「科」及び「学科」等に置き換えることはできない。

注意 3：東京農工大学、島根大学、岡山大学及び宮崎大学以外の「農業工学科」については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く。

注意 4：学科名に関係なく生産環境工学コース、講座、専修、専攻とする。

注意 5：学科名に関係なく農業土木学コース、講座、専修、専攻とする。

注意 6：学科名に関係なく農業工学コース、講座、専修、専攻とする。

(管理技術者の途中交代)

第 6 条 業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、管理技術者の工期途中での交代は当該業務における入札・契約事務の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最低限とすること。途中交代が認められる場合としては、管理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合等とする。